

資料 1－2

相談支援専門員の実務経験要件

内は、厚生労働省告示第227号（平成24年3月30日）に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談支援業務	<p>イ 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児（者）地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業 精神障害者地域生活支援センター 	3年以上
	<p>□ 相談機関等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業 知的障害者支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・市町村役場 その他これらに準ずる施設 	
	<p>ハ 施設等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター その他これらに準ずる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・知的障害者更生施設 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 	5年以上
	<p>二 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記イからハに掲げる業務に1年間以上従事した者 	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
② 直接支援業務	<p>イ 施設等において介護業務に従事する者</p> <p>障害者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム <p>障害児入所施設</p> <p>老人福祉施設</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>療養病床</p> <p>その他これらに準ずる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 <p>□ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者</p> <p>障害福祉サービス事業</p> <p>障害児通所支援事業</p> <p>老人居宅介護等事業</p> <p>その他これらに準ずる事業</p> <p>ハ 医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>保険医療機関</p> <p>保険薬局</p> <p>訪問看護事業所</p> <p>その他これらに準ずる施設</p>	10年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 就労	<p>就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者</p> <p>障害者職業センター</p> <p>障害者就業・生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域就労援助センター 	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
④ 教育	<p>特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者</p> <p>特別支援学校</p> <p>その他これらに準ずる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校の特別支援学級 	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
(5) 有資格者等	<input checked="" type="checkbox"/> 上記②の介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 保育士 (4) 児童指導員用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員用資格者	5年以上
	<input type="checkbox"/> 上記①から④の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。